

# 平成29年度第1回愛知県事業認定審議会会議要旨

## 1 開 会

### (1) 会議成立の確認

委員総数7名のうち出席者が5名であり、愛知県事業認定審議会条例第4条第3項の規定により定められた定足数である委員の過半数に達し、会議が成立している旨を事務局から報告した。

## 2 議 題

### (1) 会長の選任（会長代理の指名）

- 委員の一人から、前期会長の宮崎委員を会長に選任してはどうかという発言があり、他の委員も賛同したため、宮崎委員を会長に選任した。
- 会長が橋本委員を会長代理に指名し、橋本委員もこれを承諾した。

### (2) 審議の公開・非公開について

出席委員の全会一致により、公開については支障がないと判断された。

### (3) 弥富市新庁舎建設及び立体駐車場整備事業の事業認定について

#### ア 事務局からの説明

- 事業認定手続や申請事業の概要について
- 意見書及び公聴会における主な意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解について
- 事業認定要件及び適合性について

#### イ 諮問書の提出

建設部用地課長より宮崎会長に諮問書が手渡された。

#### ウ 各委員からの質疑及び事務局からの回答

- 起業地選定にあたり、代替案との比較について具体的に教えてほしい。
- ⇒ 弥富市では、①「現在の敷地内で建替え」②「移転で建替え」③「十四山支所の増築」④「現庁舎の隣接地を取得し敷地を拡張して建替え」の4案について検討している。このうち、①については日影規制により建築物の制限を受け計画規模が制限される点、②は建築可能な用途制限地域では、用地取得費等が大となり経済合理性を欠く点、③は交通利便性等の問題があり、機能性を欠く点等の課題があることから、④が総合的な観点からみて合理的であるという判断に至った。
- 反対意見では、「高台」や「南の方」に移転するべきだというものがあったが、その案と採用案とで実際に比較を行ったのか。また、高台で広い場所を確保できるところの有無は広く検討したのか。さらに、安全性の面から現計画と比較

して高台に移転することによる優劣等の検討はされたのか？

⇒ 高台が存在して、その具体的な位置について検討がなされたかどうかは承知していないが、高台等への移転に関しては市域のほとんどが海拔0m地帯であり、少し高い場所へ移転するとしても既に開発済みのエリアに該当し、(そもそも)新たに敷地を求める案については、経済合理性を欠くと考える。

なお、事業認定の審査においては、申請された事業計画書の内容について判断するものであるため、総合的に現敷地の拡幅案が妥当であると判断している。

- 立体駐車場を建設する計画とのことだが、現状では駐車場が不足しているのか。
- ⇒ 現状では駐車場台数は不足している。今回庁舎の整備と併せて、必要な規模の駐車台数を確保できるように立体駐車場を整備する計画である。
  
- 個人についての失われる利益については十分な補償がされるということだと思うが、他の失われる利益についてはどのように考えたのか。
- ⇒ 失われる公益の利益については、以下の理由から少ないと判断した。
  - ・ 今回取得予定の用地の現況は全て宅地であり、事業施行前と後とで比較しても、利用状況は大きく変わるものではないこと、また「環境影響評価法」及び「愛知県環境影響調査条例」に定める環境評価の対象外の事業であること。
  - ・ 申請地における「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に指定される希少な野生動植物の生息及び植生については、起業者より、弥富市民生部環境課に確認したところ指定される希少な野生動植物の生息及び植生については確認されていないこと。
  - ・ 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)及び保護のための特別な措置を講ずべき文化財などについては、弥富市教育部生涯学習課に確認したところ申請地内においては見受けられないとの回答を得ていること。

## エ 審議結果

「土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定をすとの愛知県知事の判断を相当と認める。」との意見について、出席委員全員の賛成により議決された。

## (4) その他

- 会長より、審議結果を基に事務局と相談のうえ答申案を作成し、その後、各委員に承諾をいただき決定することとなった。
  
- 会長が会議録に署名する委員に橋本委員と青木委員を指名し、両委員はこれを承諾した。